

○有害水バラスト処理設備業務要領 改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>【目次】</p> <p>第1章 凡例</p> <p>第2章 まえがき</p> <p>第3章 型式指定 (削除)</p> <p>3.1 型式指定申請について</p> <p>3.2 型式指定試験について</p> <p>3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について</p> <p>3.4 型式指定後の事務処理について</p> <p>3.5 変更承認</p> <p>3.6 変更等の届出及び失効</p> <p>3.7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検</p> <p>第4章 設備確認 (削除)</p> <p>4.1 設備確認申請について</p> <p>4.2 設備確認試験について</p> <p>4.3 設備確認後の事務処理について</p> <p>(削除)</p> <p>附属書 [1] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新G8(BWMS コード))</p> <p>附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 (削除)</p>	<p>【目次】</p> <p>第1章 凡例</p> <p>第2章 まえがき</p> <p>第3章 型式指定 ・第3.1項～第3.7項 (旧 G8 型式指定)</p> <p>・第3.8項～第3.14項 (新 G8 型式指定)</p> <p>第4章 設備確認 ・第4.1項～第4.3項 (旧 G8 設備確認)</p> <p>・第4.4項～第4.6項 (新 G8 設備確認)</p> <p>附属書 [1] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (旧 G8)</p> <p>附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新 G8)</p> <p>附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 【別紙 I-1】 英文証明書様式 (型式指定書) (旧 G8)</p>	<p>削除</p> <p>表記変更</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>削除</p> <p>表記変更</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>削除</p> <p>番号ズレ</p> <p>コード取入</p> <p>番号ズレ</p> <p>削除</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>【別紙 1-1】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8)</p> <p>【別紙 1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (BWMS コード)</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8)</p> <p>(新規)</p>	<p>番号ズレ コード取入 削除</p>
<p>【別紙 2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8)</p> <p>【別紙 2-3】 英文証明書様式 (設備確認書) (BWMS コード)</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 2-1】 英文証明書様式 (設備確認書) (旧 G8)</p> <p>【別紙 2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8)</p> <p>(新規)</p>	<p>番号ズレ コード取入 削除</p>
<p>【別紙 3】 型式の変更の承認書様式</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 3-1】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効前)</p> <p>【別紙 3-2】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効後)</p>	<p>番号ズレ 削除</p>
<p>【別紙 4】 型式指定申請書様式 (記載例)</p> <p>【別紙 5】 設備確認申請書様式 (記載例)</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例)</p> <p>【別紙 5】 型式指定申請書様式 (記載例)</p> <p>【別紙 6】 設備確認申請書様式 (記載例)</p>	<p>番号ズレ 〃 削除</p>
<p>【別紙 6】 変更承認申請書様式 (記載例)</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効前)</p> <p>【別紙 7-2】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効後)</p>	<p>番号ズレ 削除</p>
<p>【別紙 7】 型式の変更等の届出書様式</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 8-1】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効前)</p> <p>【別紙 8-2】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効後)</p>	<p>番号ズレ 削除</p>
<p>【別紙 8】 手数料納付書様式 (記載例)</p> <p>(削除)</p>	<p>【別紙 9-1】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効前)</p> <p>【別紙 9-2】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効後)</p>	<p>番号ズレ 削除 番号ズレ</p>
<p>第 1 章 凡例</p> <p>(削除)</p>	<p>第 1 章 凡例</p> <p>改正省令：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成 26 年国土交通省令第 81 号) 附則※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の附則中、「附則 (平成 26 年 10 月 9 日国土交通省令第 81 号)」に規定</p>	<p>経過措置削除</p>
<p>旧 G8 : バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: 決) 議_MEPC.174 (58))</p> <p>新 G8 : バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: 決) 議_MEPC.279 (70))</p>	<p>旧 G8 : バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: 決) MEPC.174 (58))</p> <p>新 G8 : バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: 決) MEPC.279 (70))</p>	<p>誤記訂正 誤記訂正</p>

改正案	現行	備考
<p>BWMSコード：バラスト水管理システム承認のためのコード (BWMS CODE : 決議 MEPC.300 (72))</p> <p>第3章 型式指定</p> <p>本章の規定は新G8(又はBWMSコード)に基づく型式指定に係る事務等に適用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3.1 型式指定申請について</p> <p>3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係】</p> <p>有害水バラスト処理設備(以下「BWMS」という。)の製造者等であつて型式指定を受けようとする者に対し、次の(1)から(14)までの書類を提出させること。その際、(3)から(14)までの図書を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧G8に基づき型式指定を取得している者が、新G8(又はBWMSコード)に基づき型式指定を取得する場合、提出書類は、新G8(又はBWMSコード)に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p> <p>(1) 型式指定申請書(検査規則第1号の2の2様式(第1条の2の8関係)) (別紙4参照)</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>第3章 型式指定</p> <p>(条約が日本国において効力を生じる日(平成29年9月8日。以下同じ)までは、「型式指定」は「相当指定」と読み替えるものとする。以下同じ)なお、3.1から3.7までを旧G8の型式指定、3.8から3.14までを新G8の型式指定とする。</p> <p>3.1～3.7 (略)</p> <p>3.8 型式指定申請について(新G8)</p> <p>3.8.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係(改正省令附則第6条関係)】</p> <p>有害水バラスト処理設備(以下「BWMS」という。)の製造者等であつて型式指定を受けようとする者に対し、次の(1)から(15)までの書類を提出させること。その際、(3)から(15)までの図書を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧G8に基づき型式指定を取得している者が、新G8に基づき型式指定を取得する場合、提出書類は、新G8に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p> <p>(1) 型式指定申請書(検査規則第1号の2の2様式(第1条の2の8関係)) (別紙5参照)</p> <p>※相当指定申請書は、改正省令附則第1号様式(附則第6条関係)によること(別紙4参照)。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>	<p>コード取入</p> <p>コード取入</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名(例、「新 G8 (MEPC. 279 (70))」)、型式指定を受けようとする BWMS の処理方式(例、「処理方式：フィルター及び紫外線」)が記載されていること。なお、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用する BWMS の場合、「活性物質を使用」と記載されていること。</p> <p>(2) 手数料納付書(検査規則第 20 号様式(第 45 条関係))【検査規則第 45 条関係】(別紙 8 参照)</p> <p>(イ) 「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。</p> <p>(ロ) 所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表第 1 の 3 (第 45 条関係) 又は別表第 1 の 4 (第 45 条関係) によること。</p> <p>(3) 1. 2 ～ 3. 1. 4 (略)</p>	<p>(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名(「新 G8 (MEPC. 279 (70))」)、型式指定を受けようとする BWMS の処理方式(例、「処理方式：UV+Filter」)コード取入及び紫外線)が記載されていること。なお、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用する BWMS の場合、「活性物質を使用」と記載されていること。</p> <p>(2) 手数料納付書(検査規則第 20 号様式(第 45 条関係))【検査規則第 45 条関係(改正省令第 22 条関係)】(別紙 9-2 参照)</p> <p>※相当指定の手数料納付書は、検査規則第 20 号様式である(別紙 9-1 参照)。</p> <p>(イ) 「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。</p> <p>※相当指定の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号) 附則第 3 条第 1 項に規定する相当指定」と記載されていること。</p> <p>(ロ) 所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表第 1 の 3 (第 45 条関係) 又は別表第 1 の 4 (第 45 条関係) によること。</p> <p>※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則別表第 1 (附則第 22 条関係) 又は附則別表第 2 (附則第 22 条関係) によること。</p> <p>(3) ～ (14) (略)</p> <p>3. 1. 2 ～ 3. 1. 4 (略)</p>	<p>コード取入 取扱明確化</p> <p>経過措置削除</p> <p>経過措置削除</p> <p>番号ズレ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3.2 型式指定試験について</p> <p>3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.1.1(7)、3.1.1(9)及び(10)に定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の能力が適正であることを確認し、「附属書 [1] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(5)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に施行前試験合格証明書又は旧 G8 に基づく型式指定書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受ける際に進められた G8 ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(5)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上試験</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 陸上試験は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が立ち会い、(イ)の他、次に掲げる事項を確認すること。ただし、BWMS に係る試験について、ISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると認められる試験機関であつて、BWMS に係る試験について相当程度の実績を有する試験機関において試験を実施する場合には、検査測度課長が認めるときは、当該試験機関が発行する成績書をもって立会いに代えることができる。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>3.9 型式指定試験について(新 G8)</p> <p>3.9.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.8.1(7)、3.8.1(10)及び(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の能力が適正であることを確認し、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(5)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に施行前試験合格証明書又は旧 G8 に基づく型式指定書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受ける際に進められた G8 ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(5)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上試験</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 陸上試験は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が立ち会い、(イ)の他、次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>番号ズレ</p> <p>"</p> <p>誤記訂正</p> <p>番号ズレ</p> <p>取敢明確化</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(3) 船上試験 (イ) (略)</p> <p>(ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取については、原則として、検査測定課船舶検査官、その他検査測定課長が指示する者が立ち会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印されたことを確認すること。ただし、BWMSに係る試験について、ISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づき試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると認められる試験機関であつて、BWMSに係る試験については相当程度の実績を有する試験機関において試験を実施する場合には、検査測定課長が認めるときは、当該試験機関が発行する成績書をもつて立ち会いに代えることができる。</p> <p>(ハ) 船上試験を行う船舶が法第17条第2項第1号から第4号までに該当しない場合、同項第5号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試験を開始すること。</p>	<p>(3) 船上試験 (イ) (略)</p> <p>(ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取については、原則として、検査測定課船舶検査官、その他検査測定課長が指示する者が立ち会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印されたことを確認すること。</p>	<p>取扱明確化</p>
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>3.2.2 型式指定試験における試験結果の報告</p> <p>3.1.1(10)の書類に沿って、3.2.1(1)から(5)までに定める各試験が終了した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出させること。その際、紙媒体で1部、及び電磁的記録媒体で2部(うち1部は申請を受けた管海官庁に送付すること。)を提出させること。(以下略)</p>	<p>(ハ) 条約が日本国について効力を生ずる日以降であつて、船上試験を行う船舶が法第17条第2項第1号から第4号までに該当しない場合、同項第5号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試験を開始すること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3.2.2 型式指定試験における試験結果の報告</p> <p>3.8.1(9)の型式指定試験計画書に沿って、3.9.1(1)から(5)までに定める各試験が終了した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出させること。その際、紙媒体で1部、及び電磁的記録媒体で2部(うち1部は申請を受けた管海官庁に送付すること。)を提出させること。(以下略)</p>	<p>番号ズレ 誤記訂正</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3. 3 BWMS のスケーリング</p> <p>3. 2. 1 (3) に定める船上試験を実施したベースユニットから、スケーリングユニットを含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWM. 2/Circ. 33/Rev. 1 「Guidance on scaling of ballast water management systems」に従い、スケーリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケーリングユニットがベースユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認すること で差し支えない。</p> <p>3. 3 均一性確認検査にかかると実地確認について</p> <p>3. 3. 1 均一性確認検査にかかると実地確認【法第 48 条第 6 項関係】 BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が法第 48 条第 6 項に基づき臨検し、3. 1. 1 (12) 及び (13) に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行う能力があることを実地確認すること。ただし、当該実地確認と同等の審査が実施されたことを示す書類が提出された場合であって、当該審査記録等の確認により、前記均一性確認検査の実施体制及び実施能力について確認できるときは、当該臨検を省略することができる。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。</p> <p>3. 4 型式指定後の事務処理について</p> <p>3. 4. 1 (略)</p>	<p>3. 3 BWMS のスケーリング</p> <p>3. 9. 1 (3) に定める船上試験を実施したベースユニットから、スケーリングユニットを含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWM. 2/Circ. 33 「Guidance on scaling of ballast water management systems」に従い、スケーリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケーリングユニットがベースユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認すること で差し支えない。</p> <p>3. 10 均一性確認検査にかかると実地確認について (新 G8)</p> <p>3. 10. 1 均一性確認検査にかかると実地確認【法第 48 条第 6 項関係】 BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が法第 48 条第 6 項に基づき臨検し、3. 8. 1 (12) 及び (13) に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行う能力があることを確認すること。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。</p> <p>3. 11 型式指定後の事務処理について (新 G8)</p> <p>3. 11. 1 (略)</p>	<p>番号ズレ</p> <p>”</p> <p>番号ズレ</p> <p>”</p> <p>取扱変更</p> <p>番号ズレ</p> <p>”</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3. 4. 2 英文証明書の交付</p> <p>3. 4. 1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-1】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合) (又は「【別紙 1-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合)) に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式指定を行った BWMS の特性に応じ、次のことを附属書に記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>3. 11. 2 英文証明書の交付</p> <p>3. 11. 1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-2】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式指定を行った BWMS の特性に応じ、次のことを附属書に記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>番号ズレ</p> <p>"</p> <p>コード取入</p>
<p>3. 4. 3～3. 4. 4 (略)</p>	<p>3. 11. 3～3. 11. 4 (略)</p>	<p>番号ズレ</p>
<p>3. 4. 5 IMO への通知</p> <p>型式指定を受けた BWMS について、決議 MEPC. 228 (65) 「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、既に外国政府から承認を受けているものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。</p>	<p>3. 11. 5 IMO への通知</p> <p>型式指定を受けた BWMS について、決議 MEPC. 228 (65) 「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (仮訳) に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」に基づき、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの、又は、既に外国政府から承認を受けているものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。</p>	<p>番号ズレ</p> <p>番号ズレ</p>
<p>3. 5 変更承認</p> <p>3. 5. 1 変更承認申請【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係】</p> <p>3. 5. 2 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 12】</p> <p>BWMS の製造者等であって変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)</p>	<p>3. 12 変更承認 (新 G8)</p> <p>3. 12. 1 変更承認申請【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係 (改正省令附則第 10 条関係)】</p> <p>3. 12. 2 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 12 (改正省令附則第 10 条第 1 項関係)】</p> <p>BWMS の製造者等であって変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)か</p>	<p>番号ズレ</p> <p>経過措置削除</p> <p>及び番号ズレ</p> <p>"</p>

改正案	現行	備考
<p>から(4)までの書類を提出させること。</p> <p>(1) 変更承認申請書 (検査規則第1号の2の4様式 (第1条の2の12関係)) (別紙6参照)</p> <p>3.1.1(1)に準じて記載されていること。</p> <p>(2) 手数料納付書 (検査規則第20号様式 (第45条関係)) (別紙8参照)</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3.5.3～3.5.7 (略)</p> <p>3.5.8 変更承認後の事務処理</p> <p>3.5.8.1 型式の変更の承認書を交付</p> <p>申請書類の書類審査の結果及び相当試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合していると判断された場合、申請者に対して、「【別紙3】型式の変更の承認書様式」に定める型式の変更の承認書を交付すること。</p> <p>3.5.8.2～3.5.8.4 (略)</p>	<p>ら(4)までの書類を提出させること。</p> <p>(1) 変更承認申請書 (検査規則第1号の2の4様式 (第1条の2の12関係)) (別紙7-2参照)</p> <p>※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第4号様式(附則第10関係)によること (別紙7-1参照)。</p> <p>3.8.1(1)に準じて記載されていること。</p> <p>(2) 手数料納付書 (検査規則第20号様式 (第45条関係))</p> <p>※条約が日本国において効力を生じる日以降も、検査規則第20条様式によること。なお、条約が日本国において効力が生じる日までは別紙9-1、生じる日以降は別紙9-2を参照のこと。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3.12.3～3.12.7 (略)</p> <p>3.12.8 変更承認後の事務処理</p> <p>3.12.8.1 型式の変更の承認書を交付</p> <p>申請書類の書類審査の結果及び相当試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合していると判断された場合、申請者に対して、「【別紙3-1】型式の変更の承認書様式」に定める型式の変更の承認書を交付すること。条約が日本国において効力が生じる日以降は、別紙3-2に定める型式の変更の承認書を交付すること。</p> <p>3.12.8.2～3.12.8.4 (略)</p>	<p>番号ズレ</p> <p>経過措置削除</p> <p>経過措置削除</p> <p>番号ズレ</p> <p>経過措置削除</p> <p>番号ズレ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3. 6 変更等の届出及び失効</p> <p>3. 6. 1 (略)</p> <p>3. 6. 2 届出の書類</p> <p>変更等の届出を行おうとするBWMSの製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出させること。</p> <p>(1) 型式の変更等の届出書</p> <p>「【別紙7】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、</p> <p>3. 1. 1(1)に準じて記載されていること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 6. 3～3. 6. 7 (略)</p> <p>3. 7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検 (略)</p> <p>第4章 設備確認</p> <p>本章の規定は新G8(又はBWMSコード)に基づく設備確認に係る事務等に適用する。</p> <p>(削除)</p> <p>4. 1 設備確認申請について</p>	<p>3. 13 変更等の届出及び失効(新G8)</p> <p>3. 13. 1 (略)</p> <p>3. 13. 2 届出の書類</p> <p>変更等の届出を行おうとするBWMSの製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出させること。</p> <p>(1) 型式の変更等の届出書</p> <p>「【別紙8-2】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、</p> <p>3. 8. 1(1)に準じて記載されていること。なお、条約が日本国において効力を生じる日までは、別紙8-1の様式を参照すること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 13. 3～3. 13. 7 (略)</p> <p>3. 14 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検(新G8) (略)</p> <p>第4章 設備確認</p> <p>(条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認経過措置削除」と読み替えるものとする。以下同じ)なお、下記4.1から4.3までを旧G8の設備確認、4.4から4.6までを新G8の設備確認とする。</p> <p>4. 1 設備確認申請について(旧G8) (略)</p> <p>4. 4 設備確認申請について(新G8)</p>	<p>番号ズレ</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>番号ズレ</p> <p>経過措置削除</p> <p>番号ズレ</p> <p>番号ズレ</p> <p>番号ズレ</p> <p>入</p> <p>削除</p> <p>番号ズレ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係】</p> <p>(1) 設備確認申請書(検査規則第1号様式(第1条の2関係)) (別紙5参照)</p> <p>BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧G8に基づき設備確認を取得している者が、新G8(又はBWMSコード)に基づく設備確認を取得する場合、提出書類は、新G8(又はBWMSコード)に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(2) 手数料納付書(検査規則第20号様式(第45条関係)) (別紙8参照)</p> <p>(イ)「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>4.2 設備確認試験について (略)</p>	<p>4.4.1 申請書類【検査規則第1条の2関係(改正省令附則第6条関係)】</p> <p>(1) 設備確認申請書(検査規則第1号様式(第1条の2関係)) (別紙6参照)</p> <p>BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧G8に基づき設備確認を取得している者が、新G8に基づく設備確認を取得する場合、提出書類は、新G8コード取入に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p> <p>※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式(附則第6条関係)によること(別紙4参照)。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(2) 手数料納付書(検査規則第20号様式(第45条関係)) (別紙9-2参照) 番号ズレ</p> <p>※相当確認の手数料納付書は、検査規則第20号様式である(別紙9-1参照)。</p> <p>(イ)「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。</p> <p>※相当確認の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>4.5 設備確認試験について(新G8) (略)</p>	<p>"</p> <p>"</p> <p>経過措置削除</p> <p>経過措置削除</p> <p>番号ズレ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>4.3 設備確認後の事務処理について</p> <p>4.3.1 (略)</p> <p>4.3.2 英文証明書の交付</p> <p>4.3.1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-1】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合)又は「【別紙 2-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合)に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.4.2 に準じて処理すること。</p> <p>第 5 章 附則</p> <p>5.1 施行期日</p> <p>5.1.1 型式指定及び設備確認の適用</p> <p>(1) 新 G8 に関する取扱いについては、平成 31 年 10 月 12 日まで適用する。</p> <p>(2) BWMS コードに関する取扱いについては、平成 31 年 10 月 13 日から適用する。</p> <p>5.2 経過措置</p> <p>5.2.1 相当指定及び相当確認の取り扱い</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号)の施行日前に同法附則第 3 条第 1 項に定める相当指定又は相当確認をされたものについては、同条第 6 項に基づき、型式指定又は設備確認されたものとみなす。</p> <p>5.2.2 旧 G8 に基づき型式指定又は設備確認された BWMS の取り扱い</p> <p>(1) バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの又は</p>	<p>4.6 設備確認後の事務処理について(新 G8)</p> <p>4.6.1 (略)</p> <p>4.6.2 英文証明書の交付</p> <p>4.6.1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-2】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.11.2 に準じて処理すること。</p> <p>第 5 章 附則</p> <p>5.1 施行期日</p> <p>5.1.1 型式指定及び設備確認の適用</p> <p>第 3 章及び第 4 章の取扱いについては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 73 号。以下「改正法」という。)附則第 1 条に定められるとおり、条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。</p> <p>5.2 経過措置</p> <p>5.2.1 相当指定及び相当確認の取り扱い</p> <p>改正法の施行日前における改正法附則第 3 条に定める相当指定及び相当確認の取扱いについては、第 3 章及び第 4 章に準じて行うこと。</p> <p>5.2.2 旧 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い</p> <p>旧 G8 による設備の承認は、新 G8 ガイドラインに関する採択決議(MEPC.279)経過措置</p>	<p>番号ズレ</p> <p>"</p> <p>番号ズレ</p> <p>番号ズレ</p> <p>経過措置</p> <p>経過措置</p> <p>経過措置</p>

改正案	現行	備考
<p>は外国政府から旧 G8 に基づく承認を受けている BWMS であって、決議 MEPC. 228 (65) に基づいて MEPC に情報が提供されているものについては、平成 32 年 10 月 27 日までは旧 G8 に基づく型式指定又は設備確認をすることができる。</p>	<p>(70)) において、平成 30 年 10 月 27 日までとされているので、同申請は、事務処理に要する期間を勘案し、平成 30 年 7 月 13 日までとする。</p>	
<p>(2) 旧 G8 に基づき型式指定又は設備確認された BWMS は、平成 32 年 10 月 27 日までの間は船舶に設置することができる。</p>		経過措置
<p>(3) (1)に該当する BWMS であって、平成 32 年 10 月 27 日までに船舶に設置されたものについては、旧 G8 に基づき設備確認をすることができる。</p>		経過措置
<p>5. 2. 3 新 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い 新 G8 による設備の承認は、決議 MEPC. 300 (72) パラグラフ 8 の規定に基づき、平成 31 年 10 月 12 日までとする。なお、新 G8 に基づき承認された設備は、平成 31 年 10 月 13 日以降は、BWMS コードに基づき承認されたものとみなす。</p>		経過措置
<p>(削除)</p>	<p>附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (旧 G8) 削除 (妙) (略)</p>	
<p>附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新 G8 (BWMS コード)) (対応する国際基準については新旧省略)</p>	<p>附属書〔2〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新 G8) 番号ズレ (対応する国際基準については新旧省略)</p>	
<p>《1》～《4》 (略)</p>	<p>《1》～《4》 (略)</p>	

改 正 案	現 行	備 考																				
<p>《5》陸上試験 1～2 (略)</p> <p>3. 試験水 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)表2に示す異なる3種類の塩分濃度範囲を選択し、1セットの試験サイクルについて(5回の反復サイクルを1セットとする。)を定められた溶解態有機炭素(DOC)、粒子態有機炭素(POC)及び総浮遊物質(TSS)の濃度を含んだ試験水で実施すること。ただし、海水及び汽水の塩分濃度が表2から逸脱する場合であって、当該逸脱が試験結果に影響しないと認められる場合はこの限りではない。なお、隣接する塩分範囲で試験を行う場合、それぞれの塩分濃度は少なくとも10PSU*²以上離すこと。</p> <p>表2 (略)</p>	<p>《5》陸上試験 1～2 (略)</p> <p>3. 試験水 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)下表に示す異なる3種類の塩分濃度範囲を選択し、1セットの試験サイクルについて(5回の反復サイクルを1セットとする。)を定められた溶解態有機炭素(DOC)、粒子態有機炭素(POC)及び総浮遊物質(TSS)の濃度を含んだ試験水で実施すること。なお、隣接する塩分範囲で試験を行う場合、それぞれの塩分濃度は少なくとも10PSU*²以上離すこと。</p> <p>表 (略)</p>	<p>(コード Part2 2. 29)</p> <p>新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2. 4. 34, 旧 G8 Part2 2. 3. 30)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="901 1198 949 2116">試験方法</th> <th data-bbox="901 1355 949 2116">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 1198 1029 2116">陸上試験 (略)</td> <td data-bbox="949 1355 1029 2116">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 1198 1125 2116">計測および記録 (略)</td> <td data-bbox="1029 1355 1125 2116">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1125 1198 1348 2116">サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルを採取すること。 ①～③ (略)</td> <td data-bbox="1125 1355 1348 2116">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 1198 1444 2116">サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ</td> <td data-bbox="1348 1355 1444 2116">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	判定基準	陸上試験 (略)	(略)	計測および記録 (略)	(略)	サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルを採取すること。 ①～③ (略)	(略)	サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="901 280 949 1198">試験方法</th> <th data-bbox="901 436 949 1198">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 280 1029 1198">陸上試験 (略)</td> <td data-bbox="949 436 1029 1198">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 280 1125 1198">計測および記録 (略)</td> <td data-bbox="1029 436 1125 1198">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1125 280 1348 1198">サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルは、それぞれ別のサンプルとして採取すること。 ①～③ (略)</td> <td data-bbox="1125 436 1348 1198">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 280 1444 1198">サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ</td> <td data-bbox="1348 436 1444 1198">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	判定基準	陸上試験 (略)	(略)	計測および記録 (略)	(略)	サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルは、それぞれ別のサンプルとして採取すること。 ①～③ (略)	(略)	サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)	
試験方法	判定基準																					
陸上試験 (略)	(略)																					
計測および記録 (略)	(略)																					
サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルを採取すること。 ①～③ (略)	(略)																					
サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)																					
試験方法	判定基準																					
陸上試験 (略)	(略)																					
計測および記録 (略)	(略)																					
サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルは、それぞれ別のサンプルとして採取すること。 ①～③ (略)	(略)																					
サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)																					

改 正 案	現 行	備 考
<p>いては、下記サンプリング方法及びサンプリング量に従い実施する。</p> <p>(1) サンプル水に含まれる最小径 50µm 以上の生物の含有量を有害水バラスト排出基準と比較する為に、総サンプル量は最低 1m³の取入水及び 3m³の排出水（対照水及び処理水）とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。ただし、少ないサンプル量で、生物の代表的なサンプリングが確保されると認められる場合はその限りではない。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>(2) サンプル水に含まれる最小径 10µm 以上 50µm 未満の生物の含有量を評価するためには、総サンプル量は最低 10ℓ の取入水、排出水（対照水及び処理水）を採取し、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。総サンプル量の内、その少量がサンプルの代表となり、最低 1ℓ あれば試験所への輸送のためのサブサンプルとなる。少なくとも 1mℓ の取入水のサブサンプル 3 つ及び 1mℓ の排出水のサブサンプル 6 つが、生物を計測するために分析される。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>いては、下記サンプリング方法及びサンプリング量に従い実施する。</p> <p>(1) サンプル水に含まれる最小径 50µm 以上の生物の含有量を有害水バラスト排出基準と比較する為に、総サンプル量は最低 1m³の取入水及び 3m³の排出水（対象水及び処理水）とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>(2) サンプル水に含まれる最小径 10µm 以上 50µm 未満の生物の含有量を評価するためには、総サンプル量は最低 10ℓ の取入水、排出水（対照水及び処理水）を採取し、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。総サンプル量の内、その少量がサンプルの代表となり、最低 1ℓ あれば試験所への輸送のためのサブサンプルとなる。そして、そのサブサンプルの内、最低 3 つの 1mℓ のサブサンプルが、生物を計測するために分析される。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>誤記訂正</p> <p>新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2.4.34.1, 旧 G8 Part2 2.4.31)</p> <p>誤記訂正</p> <p>新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2.4.34.2)</p>

改 正 案	現 行	備 考																		
<p>《6》 船上試験</p> <p>1. 試験条件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 処理される有害水バラストの取入時の生存可能生物数 (最小径 50µm 以上の生物及び最小径 50µm 未満、10µm 以上の生物に限る。) が、有害水バラスト排出基準の 10 倍を超えること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>《6》 船上試験</p> <p>1. 試験条件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 処理される有害水バラストの取入時の生存可能生物数 (最小径 50µm 以上の生物及び最小径 50µm 未満、10µm 以上の生物に限る。) が、有害水バラスト排出基準の 10 倍を超えること、かつ、未処理の有害水バラストに含まれる生存可能生物数 (最小径 50µm 以上の生物及び最小径 50µm 未満、10µm 以上の生物に限る。) が、排出時に有害水バラスト排出基準の値以上であること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2.3.3.6, 旧 G8 Part2 2.2.2.5)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="903 1491 986 2112">試験方法</th> <th data-bbox="903 1361 986 1491">判定基準</th> <th data-bbox="903 1223 986 1361">対応する国際基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="986 1491 1075 2112">船上試験 (略)</td> <td data-bbox="986 1361 1075 1491">(略)</td> <td data-bbox="986 1223 1075 1361">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1491 1441 2112"> サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 取入水及び処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 </td> <td data-bbox="1075 1361 1441 1491">(略)</td> <td data-bbox="1075 1223 1441 1361">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	判定基準	対応する国際基準	船上試験 (略)	(略)	(略)	サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 取入水及び処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="903 577 986 1198">試験方法</th> <th data-bbox="903 443 986 577">判定基準</th> <th data-bbox="903 304 986 443">対応する国際基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="986 577 1075 1198">船上試験 (略)</td> <td data-bbox="986 443 1075 577">(略)</td> <td data-bbox="986 304 1075 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 577 1441 1198"> サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 </td> <td data-bbox="1075 443 1441 577">(略)</td> <td data-bbox="1075 304 1441 443">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	判定基準	対応する国際基準	船上試験 (略)	(略)	(略)	サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析	(略)	(略)	<p>誤記訂正</p>
試験方法	判定基準	対応する国際基準																		
船上試験 (略)	(略)	(略)																		
サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 取入水及び処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析	(略)	(略)																		
試験方法	判定基準	対応する国際基準																		
船上試験 (略)	(略)	(略)																		
サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。 (1) 処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期 (初期、中期、末期) で採取すること。 (2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析	(略)	(略)																		

改正案	現行	備考
<p>① 最小径が50μm以上の生存可能生物の検出には、総サンプル量は、最低1m³の取入水及び最低3 m³の処理水とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。ただし、少ないサンプル量で、生物の代表的なサンプルリングが確保されると認められる場合はその限りではない。なお、生物の総数が多くなければ（例えば100）、サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>③ (略)</p>	<p>① 最小径が50μm以上の生存可能生物の検出には、総サンプル量は、最低1m³の取入水及び最低3 m³の処理水とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。なお、生物の総数が多くなければ（例えば100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。</p> <p>③ (略)</p>	<p>新G8に整合 (新G8 Part2 2.3.3.7 旧G8 Part2 2.2.2.6)</p>
<p>《7》～《8》 (略)</p> <p>附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【別紙1-1】英文証明書様式 (型式指定書) (新G8)</p> <p>【別紙1-2】英文証明書様式 (型式指定書) (BWMSコード) (本文は改正案参照)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【別紙2-1】英文証明書様式 (設備確認書) (新G8)</p> <p>【別紙2-2】英文証明書様式 (設備確認書) (BWMSコード) (本文は改正案参照)</p>	<p>《7》～《8》 (略)</p> <p>附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 (略)</p> <p><u>【別紙1-1】英文証明書様式 (型式指定書) (旧G8)</u></p> <p><u>【別紙1-2】英文証明書様式 (型式指定書) (新G8) (新規)</u></p> <p><u>【別紙2-1】英文証明書様式 (設備確認書) (旧G8)</u></p> <p><u>【別紙2-2】英文証明書様式 (設備確認書) (新G8) (新規)</u></p>	<p>番号ズレ</p> <p>削除 番号ズレ コード取込</p> <p>削除 番号ズレ コード取込</p>

改 正 案	現 行	備 考
(削除)		
【別紙3】 型式の変更の承認書様式	【別紙3-1】 型式の変更の承認書様式(※条約発効前)	経過措置削除
(削除)	【別紙3-2】 型式の変更の承認書様式(※条約発効後)	及び番号ズレ
【別紙4】 型式指定申請書様式 (記載例)	【別紙4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例)	〃
【別紙5】 設備確認申請書様式 (記載例)	【別紙5】 型式指定申請書様式 (記載例)	〃
(削除)	【別紙6】 設備確認申請書様式 (記載例)	〃
【別紙6】 変更承認申請書様式 (記載例)	【別紙7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効前)	〃
(削除)	【別紙7-2】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効後)	〃
【別紙7】 型式の変更等の届出書様式	【別紙8-1】 型式の変更等の届出書様式(※条約発効前)	〃
(削除)	【別紙8-2】 型式の変更等の届出書様式(※条約発効後)	〃
【別紙8】 手数料納付書様式 (記載例)	【別紙9-1】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効前)	〃
	【別紙9-2】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効後)	〃
		〃